

(10) 増価額と補助金

羽多 土地改良法で増価額といった内容は何か。稲本先生がおっしゃった公費部分をどう考えるか。個人対個人であれば、例えばここでいうと25%しか投資していない。75%は公費から出ているから、増価額は当然それを含んでいる。その有益費とのギャップはどういうふうに考えたらいいのか

59条というのは、当然補助金ということを予想していたんじゃないのか。

中須 土地改良法の59条自体が、いったいいかなる意味で書かれたのかというのが、最大のテーマだという感じがしているが、少なくとも公費負担部分があるから、そのことを意識してあの条項が書かれたという因果関係はないと思う。

田代 そもそもが、小作人の利益というか、耕作者の利益を重んじるということだとすれば、個人の投資額でなくて、全体の投資の効果をすべて小作人に享受させるとすれば、増価額のほうになってくるのではないか、論理的には。

中須 ただいずれにしても、公的に負担したものを返還、回復するときにあたって、賃借人は少なくとも地主から回収できる、それが当然の国民的合意を得られる法規範であるというのは、あまりにもいい過ぎであって、公的負担部分というのは、あくまで土地なり、さっき稲本先生がいわれた地域に帰属するもので、けっして賃借人なり耕作していた人に帰属するものではない、これが大方の人の納得がえられる考え方だろうと思う。

田代 でも、そのときの地域というのは、まさに耕作者の集団としての地域でしょう。

羽多 だれかが利益を得るわけだからね。

中須 ただ、それをたまたま一個人たるその土地の旧来の耕作者がもらっていいんだという論理は……。

梶井 土地改良法になる前の案の段階では、たしか土地改良を終わったあとで、ただちに賃貸価格を改訂するとなっている。賃貸価格を改訂することができるから、

当然、増価はそこで計算できるんだという前提であった。

中須 たしかにおっしゃるとおり、いまの土地改良法も、62条という規定があるが、土地改良事業を所有者が組合員になってやった場合には、賃借人に対して小作料の増額請求その他——つまり公正に土地改良事業の成果を享受するための請求権を認めるという制度はある。しかしそうだからといって、なぜ59条の規定があるのかというのは、必ずしも言いつくされたとはいえない。

梶井 だからその限りでいうと、公費部分をそこから差し引けなんていう議論は、この段階ではない。

島本 というのは、たとえば62条の小作料だって、地主が参加した公費部分を上乘せして、全体の効果としての小作料を計算することになる。公費部分は地主の負担ではないから、その分は小作料を割り引けということにはなっていない。

中須 そこは難しい話だけれども、10万円なら10万円を投資して、7割が公的負担だというときに、ほんとうに農業経営ということで生まれてくる増加所得分というのは、はたして3割分を超えているのかどうか、そこにやっぱり問題がある。実態論としてそこをどうみるか、10投資して常に10の農業的効果が、経営面での効果として現れているんだったら、おっしゃるとおり、増価額に公費負担分が必ず入ってくるということになるだろうけれども、はたして現実の話はそうなっているのかどうか。むしろそれは全部出ているんだというのは……。

梶井 建前上、そうしているんじゃないの。

石井 土地改良事業に国・公費がでるということ、つまり経済効果の計算には、投資に見合った効果を必ずしも生まないからこそ、公費負担があるということではないか。

中須 少なくとも土地改良法の政令の、「すべての効用が費用を償う」という言い方のすべての効用というときには、単に農業経営が収益があがるという以上のものは、そこには当然含まれていい、一応そういう考え方をしている。ただ現実の計算は、そんなところまで計算しているかどうかは別だ。